



2009年3月11日
「途上国における温暖化対策～責任ある支援とは？」

まとめ 「途上国対策の配慮点」

国際環境NGO FoE Japan
清水規子
shimizu@foejapan.org



発表の内容

1. これまでの発表のまとめ
2. 住民による合意形成の重要性 国際的な視点から
3. 途上国支援におけるSEA 世銀以外の援助機関の傾向
4. 私達日本人に求められること



1. これまでの発表のまとめ

第一部：過去・現在の気候変動対策の問題点

- ・ 途上国の市民の立場からみた気候変動と先進国の責任
- ・ 気候変動対策における、対策の妥当性の適切な検証、現場の環境社会問題への適切な配慮の重要性

国際的に重要性が認知されつつあるも、様々な理由から政策への取り入れ・実施が遅れている以下の2点に焦点

第二部：解決策に関する議論

- ・ SEA
- ・ 住民による合意形成

1. これまでの発表のまとめ

世銀における先進的な例も発表されたが、日本における課題も明らかに・・・

設案ダムの事例より・・・ 環境省が平成19年に策定したSEA導入のガイドラインでは・・・

<ul style="list-style-type: none"> ・ 意思決定前の住民参加 ・ 十分な情報提供 ・ 自由な意思の表明の確保 等 	+	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階 ・ 発電所は対象外
--	---	--

なぜ、日本が出来ていないことを途上国で？
途上国での実施が可能なのか？

国々で状況は違えど・・・
日本の教訓も踏まえて支援のあり方を考える必要



2. 住民による合意形成の重要性 - 国際的な視点から -

・FPICとは、Free, Prior, Informed Consentの略。先住民族に事業が影響を与える時に議論になる。

・しばしば、「自由で事前の、十分な情報を与えられた上での合意」と訳される。

・つまり・・・

- Free :自由意志に基づく合意
- Prior :プロジェクトの実施決定前の合意
- Informed :十分に情報を与えられた上での合意



ニューカレドニアの先住民族



マレーシアの先住民族の村

2. 住民による合意形成の重要性 - 国際的な視点から -

<ul style="list-style-type: none"> ・ILO169号条約 ・先住民族の国連宣言(2007年) ・欧州投資銀行(EIB)の環境政策(2009年) 	⇒	FPICの概念が明確に記載
<ul style="list-style-type: none"> ・国際協力機構(IICA)国際協力銀行(IBIC)の環境ガイドライン 	⇒	FPICに近い概念が記載 十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない(IBIC/JICAの環境ガイドラインより)
<ul style="list-style-type: none"> ・世界銀行の先住民族に関する政策 	⇒	FPICentではなく、EPI Consultationとされている。 「拒否権」への懸念？

・FPICの重要性は、影響を受ける先住民族に協議（伝える／議論する）すれば、強制的に事業を進めてもいいということではなく、住民が納得しなくてはならないということ。

・先住民族以外の住民にも可能な限り適用することも重要では？



3. 途上国支援におけるSEA - 世銀以外援助機関の傾向 -

アジア開発銀行の環境政策

➡ 事業ではなく、セクターレベル/プログラムレベルに対する融資の際に、適宜SEAを適用

JICAの環境ガイドライン

➡ 「マスタープラン」という上流の調査スキームにおいて、SEAの考え方を導入

- SEAの重要性の認識が広まりつつあるが、一方、インドネシア・アチエのREDDの事例のように、地域全体の将来を考えるため、SEAが必要だが実施されておらず、問題になっている事例も。
- 今後、このように現地で問題となっている事業から発行されるクレジットが市場に。

